

第11章 原子力災害医療の実施

【消防防災安全課、医療対策課、県立病院課、中国四国厚生局】

県、重点市町及び関係機関等は、相互の連携を密にして原子力災害時における汚染・被ばく者、汚染・被ばくのおそれのある者及び一般傷病者に対し、検査、除染、治療等の原子力災害医療を実施するものとする。

なお、原子力災害医療は、この計画に定めるもののほか、別に定める原子力災害医療活動実施要領に基づき実施するものとする。

3-11-1 原子力災害医療の組織とその任務

1 県の活動

(1) 災害医療対策部の設置

県は、原子力災害医療を実施するため、県災害対策本部を設置した場合は、災害医療対策部長を本部長、災害医療対策部副部長（原子力災害医療調整官）を副本部長とする災害医療対策部を設置するものとする。

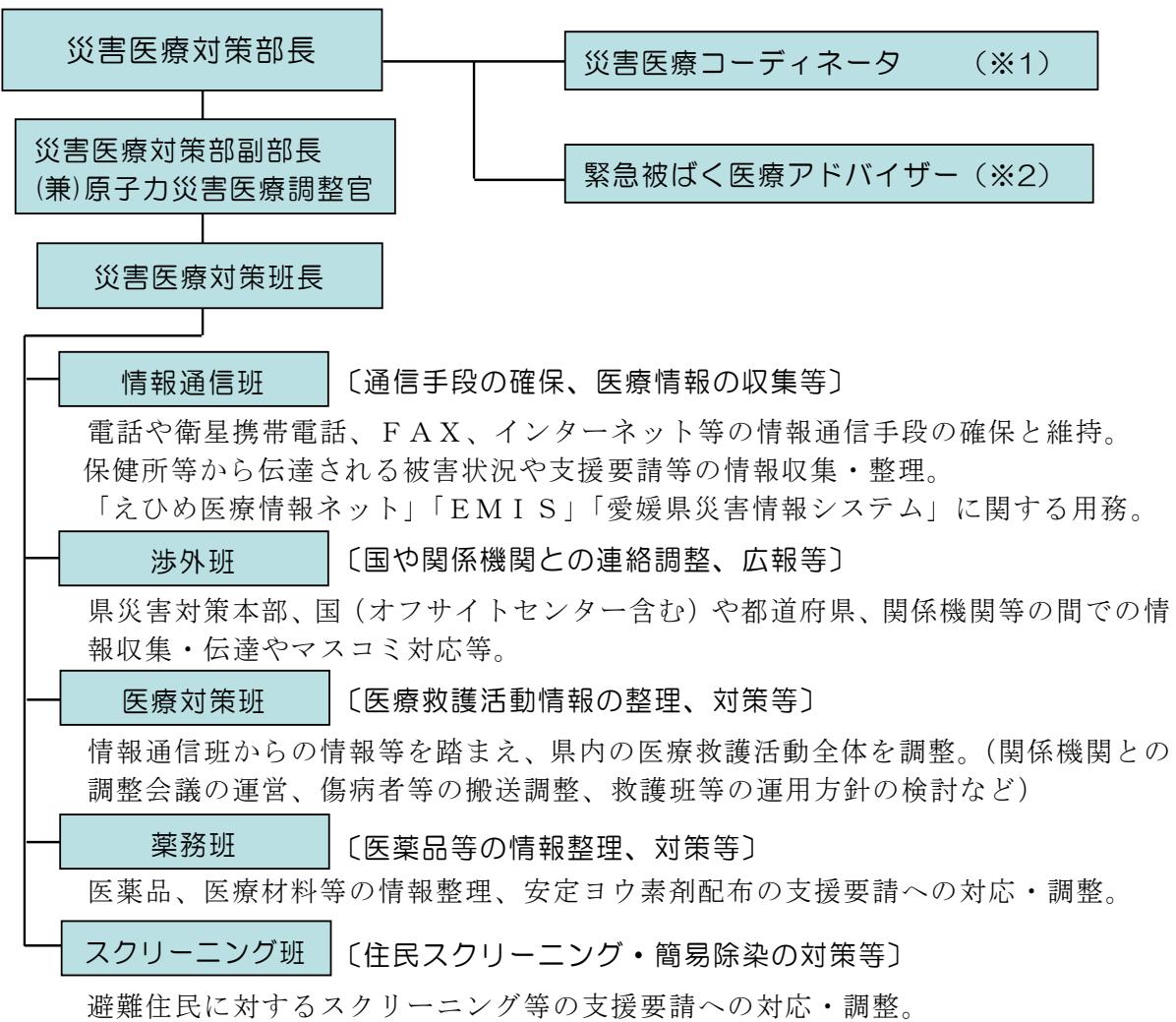
また、災害対策本部が設置されない場合においても、災害医療対策部長が必要と認めた場合は、災害医療対策部を設置するものとする。

ア 災害医療対策部の組織及び任務

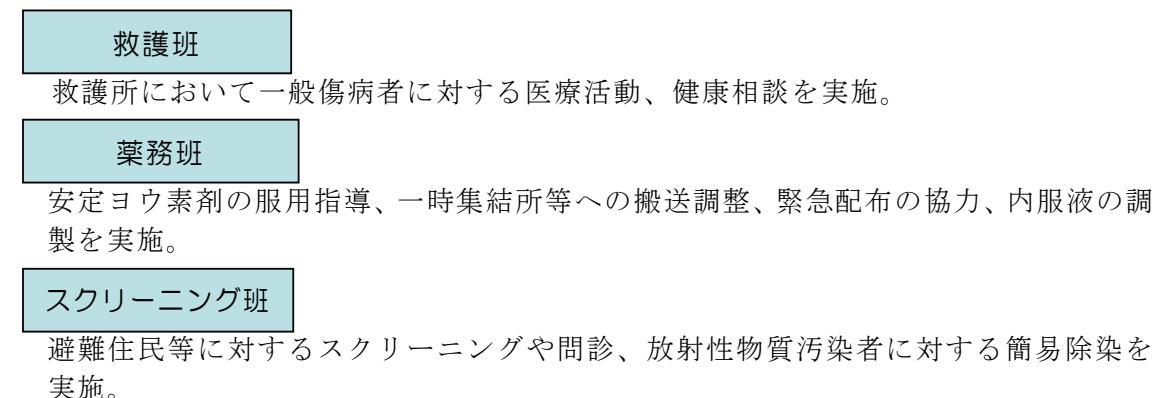
原子力災害時の災害医療対策部の組織及び任務は、次によるものとする。

なお、災害医療対策部は、必要に応じ緊急被ばく医療アドバイザー及び国等から派遣される原子力災害医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、原子力災害医療活動を実施するものとする。

災害医療対策部 組織図



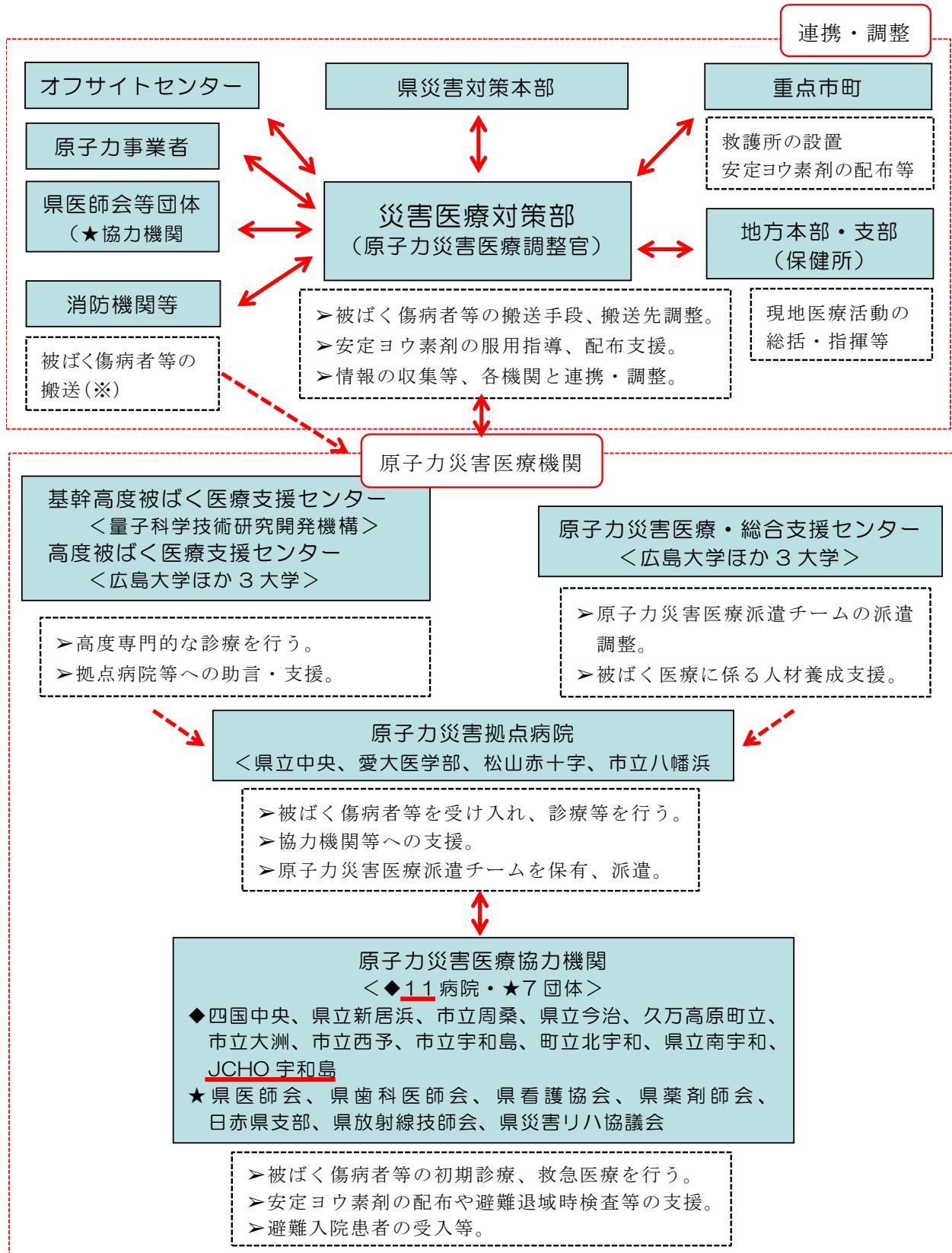
【現地作業チーム】



災害医療対策 部長	県立中央病院長
〃 副部長	県立中央病院災害医療センター長
〃 対策班長	医療対策課長、薬務衛生課長、県立病院課長
〃 各班員	医療対策課、薬務衛生課、県立病院課の職員

(※1) 災害拠点病院、公立病院に設置。対策部長の補佐、助言等。(14名)
(※2) 専門的な立場から調整官の補佐、助言等。(12名)

原子力災害医療体制図



(※) 被ばく傷病者の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施し、原子力事業者は協力。

消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者が実施する。

また、緊急を要する場合は、県消防防災ヘリ等により実施し、原子力事業者は協力する。

(注) 原子力事業所内医療施設においては、原則として事業所内で発生した被ばく者に対応する。

(2) 国に対する協力要請

県は、国に対し原子力災害医療派遣チームの派遣を要請するとともに、必要に応じ、高度被ばく医療支援センター等に対し、高度専門的な診療が必要とされる重篤な汚染・被ばく患者等の受入れについて要請を行うものとする。

(3) 関係機関に対する協力要請

県は、原子力災害医療機関等に対し、原子力災害医療に係る協力を要請するものとする。

2 重点市町の活動

重点市町は、原子力災害医療を実施するに当たり、県の災害医療対策部の指示に基づき、住民等に安定ヨウ素剤を配布し、又は、服用を指示するものとする。

また、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合、指定避難所等において救護所を開設、運営し、傷病者等に対する医療活動を実施するものとする。

3 消防機関の活動

消防機関は、原子力災害医療を実施するに当たり、県の災害医療対策部の指示のもと、救急搬送をする被ばく者及び一般傷病者を原子力災害医療機関又は医療機関に搬送するものとする。

4 関係機関の活動

緊急被ばく医療アドバイザーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 平時における県の原子力災害医療体制の強化、原子力事故等発生時の災害医療対策部の設置方針及び運営方針等に関し助言すること。
- (2) 原子力事故等発生時の災害現場における情報収集及び連絡調整等に関すること。
- (3) 災害医療対策部の活動に関すること。
- (4) 原子力災害医療機関の支援及び指導に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、災害医療対策部長が必要と認めること。

一般社団法人愛媛県医師会及び日本赤十字社愛媛県支部は、災害医療対策部に本部員を派遣するとともに、救護所等に救護班を派遣し、医療救護を実施するものとする。

その他協力機関等は、県の協力要請により、災害医療対策部に、原子力災害医療に係る専門家を派遣し助言等を行い、救護所等に医師、歯科医師、薬剤師、看護師、放射線技師等医療従事者を派遣し、医療救護を実施するものとする。

5 原子力事業者の活動

原子力事業者は、原子力災害医療を実施するために必要な情報を災害医療対策部に提供するなど協力するとともに、自らも事業所内医療施設において原子力災害医療を実施するものとする。

6 国の活動

国は、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、あるいは、自らの判断によ

り、高度被ばく医療支援センターを中心とした医療従事者等からなる原子力災害医療派遣チームを派遣し、原子力災害医療に関し、災害医療対策部長に助言等を行うものとする。

また、原子力災害医療派遣チームは、汚染・被ばく者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、拠点病院及び協力機関の医療従事者等を指導とともに、自らもこれに協力して原子力災害医療を行うものとする。

7 原子力災害合同対策協議会（医療班）の活動

国、県、重点市町、原子力事業者等により構成され、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（医療班）は、原子力災害医療に係る状況の把握及び広域的な医療活動の調整を行うとともに、災害医療対策部、医療機関等と緊密に連絡をとり、必要に応じて助言、指導等を行うものとする。

3－11－2 原子力災害医療の実施

県は、原子力災害時において災害医療対策部を組織し、関係機関等の協力のもと、原子力災害医療を実施するものとする。

また、重点市町、原子力事業者、原子力災害医療機関、原子力災害医療派遣チームは、県の実施する医療活動に協力するとともに、自らも原子力災害医療を実施するものとする。

原子力災害医療体制は次表によるが、汚染・被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、専門的又は高度専門的な診療が必要とされることが明確である場合は、原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターに搬送し、対応を行うものとする。

また、医療処置を必要としない状況、又は、救護所を開設するには至らない状況であっても、住民等が健康不安から原子力災害医療機関、保健所、避難所等に検査等を求めてきた場合、その対応について配慮するものとする。

原子力災害医療体制の概要

区分	原子力災害拠点病院	原子力災害医療協力機関	原子力災害医療・総合支援センター	高度被ばく医療支援センター
基本的役割	<p><u>原子力災害時において被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者（以下「被ばく傷病者等」という。）に対しては適切な診療等を行う。</u></p> <p><u>さらに、原子力災害が発生した立地道府県等において救急医療等を行うため、災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成する。</u></p> <p><u>上記の診療等に加え、避難退域時検査において簡易除染の結果、基準値を超える避難住民等に対して必要な処置を行うことや、甲状腺被ばく線量モニタリングにおいて甲状腺のスクリーニングレベルを超えた避難住民等に対して甲状腺の詳細測定を行うなど、立地道府県等が実施する原子力災害対策に協力する。</u></p> <p><u>また、管轄内の協力機関の職員等に対する教育研修を定期的に実施、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力する。</u></p>	<p><u>原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療の提供や、立地道府県等が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査（避難退域時検査や甲状腺被ばく線量モニタリング等）に協力する。</u></p>	<p><u>原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣等に関して、立地道府県等の原子力災害医療調整官に専門的助言等の支援を行う。</u></p> <p><u>また、平時から原子力災害医療派遣チーム構成員の養成を行うほか、地域や全国の拠点病院等との連携及び協力体制を強化するため、全国的な規模の関連医療機関とのネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を構築し、情報交換等を行う。</u></p> <p><u>さらに、拠点病院等が業務継続計画を整備するために必要な支援を行う。</u></p>	<p><u>原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者（長期的な治療が必要な傷病者を含め、これらの傷病者を「長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者」という。）並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が可能な専門家の派遣等を行う。</u></p> <p><u>また、拠点病院や協力機関に対して、専門的な教育研修等を実施するとともに、立地道府県等に対しては、平時から技術的専門的な助言や支援を行い、原子力災害時には甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整等の立地道府県等が行う原子力災害対策に協力する。</u></p>

対応医療機関	<p>県立中央病院、松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院、市立八幡浜総合病院(4病院)</p>	<p>四国中央病院、県立新居浜病院、市立周桑病院、県立今治病院、久万高原町立病院、市立大洲病院、市立西予市民病院、市立宇和島病院、<u>JCH</u> <u>〇宇和島病院</u>、町立北宇和病院、県立南宇和病院、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日赤県支部、県放射線技師会、県災害リハ協議会(<u>11</u>病院、7団体)</p>	<p>広島大学</p> <p>その他(3大学) 福島県立医科大学 弘前大学 長崎大学</p>	<p>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 (基幹高度被ばく医療支援センター) 広島大学</p> <p>その他(3大学) 福島県立医科大学 弘前大学 長崎大学</p>
診療(除染処置を含む)	<p>○汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療 ○被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療 ○救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者が連携して行う対応</p>	<p><u>次に掲げる7項目の要件のうち、1項目以上</u> ○被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療 <u>○避難住民等に対し、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することができる測定要員の保有、派遣体制の保有</u> <u>○原子力災害医療派遣チームの編成、派遣体制の保有</u> <u>○救護所への医療従事者の派遣</u> <u>○避難住民等に対し、避難退域時検査を実施することができる検査要員の保有、派遣体制の保有</u> <u>○安定ヨウ素剤配布の支援</u> <u>○その他、原子力災害発生時に必要な支援</u></p>	<p><u>○汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療</u> <u>○被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療</u> <u>○救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者が連携して行う対応</u></p>	<p>○長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等の診療及び長期経過観察 ○除染が困難(複数回の流水洗浄後も高度の表面汚染の残存等)であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばく患者の診療 <u>○被ばく傷病者等に対して、高度救命救急センターと同等の診療</u> <u>○高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価(スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等)</u></p>
(検体採取・線量測定・管理を含む)	<p><u>○原則として、除染を行うために必要な除染室</u> <u>○被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室</u> <u>○被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室</u></p>	<p><u>協力機関に求められる要件を満たすために必要な施設等</u></p>	<p>原子力災害拠点病院に必要なものに加え、以下の施設等 <u>○教育研修及び訓練の実施に必要な施設</u></p>	<p>原子力災害拠点病院に必要なものに加え、以下の施設等 <u>○被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等</u> <u>○急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室等</u> <u>○教育研修及び訓練の実施に必要な施設</u></p>

資機材等	<ul style="list-style-type: none"> ○医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材 ○処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器 ○<u>体表面汚染</u>の線量評価を行うために必要な放射線測定器 ○内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器 ○被ばくの診療に必要な設備及び医薬品 (<u>放射性セシウム体内除去剤等</u>) ○除染するために必要な資機材 ○汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備 ○災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段 	<p><u>協力機関に求められる要件を満たすために必要な設備等</u></p> <p>原子力災害拠点病院に必要な<u>ものに加え、以下の設備等</u></p> <p>○被災地域以外からの原子力災害医療派遣チームの派遣調整に必要な設備</p> <p>○拠点病院等との通信ネットワーク設備</p> <p>○原則として、被災地域からの通信が可能な衛星回線等の通信機器を装備した車両</p>	<p>原子力災害拠点病院に必要なものに加え、以下の<u>設備等</u></p> <p>○内部被ばくの詳細な線量評価・測定に必要な体外計測機器及び資機材</p> <p>○アクチニドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材</p> <p>○生物学的線量評価のための機器及び資機材</p>	
訓練・研修	<p>1 研修、訓練の実施 2 原子力災害医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施 2 原子力災害医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施 2 原子力災害医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施 2 原子力災害医療マニュアル作成</p>
搬送機関	<p>原子力災害拠点病院への搬送は、原子力事業者の協力を得て、消防機関が行う。 消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者等が実施する。</p>	<p>原子力災害医療協力機関への搬送は、原子力事業者の協力を得て、消防機関が行う。 消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者等が実施する。</p>	<p>原子力災害医療・総合支援センターへの搬送は、陸路は消防機関、空路は県消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、あるいは消防庁の調整による他県等の消防防災ヘリコプター等により行う。 原子力事業者は搬送に協力する。</p>	<p>高度被ばく医療支援センターへの搬送は、陸路は消防機関、空路は県消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、あるいは消防庁の調整による他県等の消防防災ヘリコプター等により行う。 原子力事業者は搬送に協力する。</p>

1 指定避難所における住民等への対応

(1) 救護所の開設・運営

市町は、住民等に対する避難又は一時移転が決定され、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合、医療救護活動を行うため指定避難所等に救護所を開設し、運営するものとする。

(2) 救護班の派遣

災害医療対策部は、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等と調整し、原子力災害医療派遣チーム又は救護班を編成して救護所に派遣するものとする。

(3) 医療活動の実施

救護班は、救護所において傷病等に対する医療活動を実施するものとする。

(4) 健康相談の実施

救護班は、救護所等において、健康に不安をもつ住民等に対し、健康相談を実施するも

のとする。

また、住民等の身体的健康不安のみならず、精神的負担及び心理変化についても配慮するものとする。

なお、救護所を開設するに至らない状況においても、住民等が健康不安等から相談や検査等を求めてきた場合、保健所、市町保健センター等は、適切な対応をするものとする。

(5) 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県及び市町は、国（原子力規制委員会、環境省）及び指定公共機関の支援を得て、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

2 原子力事業所内で被ばく者が発生した場合の対応

原子力事業者は、原子力事業所内の医療施設において、被ばく者に対し可能な範囲で、心肺蘇生、止血等の必要な応急処置とともに、サーベイランス、スクリーニングを行った後、除染、汚染拡大防止措置等を行うものとする。

なお、被ばく者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、適切な原子力災害医療機関に搬送を行うものとする。被ばく者の搬送及び診療に際しては、放射線管理要員が随行し、汚染拡大防止、搬送機関や医療機関の職員の放射線防護、被ばく者の汚染状態の評価、スクリーニング・除染など、放射線管理に必要な措置の実施に協力するものとする。

ただし、放射線管理要員がやむを得ず被ばく者に随行できない場合には、被ばく者の被ばく線量、汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

また、関係機関に対し必要な連絡、調整を行うものとする。

3－11－3 原子力災害医療体制

(1) 原子力災害医療の基本的体制

原子力災害医療体制は、次に掲げる医療機関からなるものとし、各医療体制の役割に応じ、サーベイランス、スクリーニング、線量評価、除染、診療等を行う。

ア 拠点病院

原子力災害時に~~において~~被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばく傷病者等に対しては適切な診療等を行う。さらに、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う原子力災害医療派遣チームを編成する。

イ 協力機関

原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等に対する検査への協力等を行う。

ウ 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う。

エ 高度被ばく医療支援センター

原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。

オ 基幹高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関であり、同センターの役割に加え、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療等の対応を行うとともに、これらの分野の研究開発や人材育成を行う。

(2) 原子力災害医療機関等の汚染の有無の確認及び情報提供

県は、汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関や原子力事業者等の協力を得て、速やかに放射性物質による汚染の有無の確認及び情報の集約や管理を行うものとする。また、県はその結果を公表するなど、周辺住民、報道機関等に情報の提供に努めるものとする。

(3) メンタルヘルス対策の実施

原子力災害時には、医療対応を必要としない場合であっても住民等に健康不安が生じることが考えられるため、県及び重点市町は国、医師会等関係団体と協力し、メンタルヘルス対策を実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、情報提供、専門家による対応、保健所、市町保健センター等での対策拠点の設置など、原子力災害の経過に応じた適切な対応を行うものとする。

3－11－4 安定ヨウ素剤の服用

県、重点市町は、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、医療機関等と連携して、住民等が適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要な措置を講じるものとする。

1 安定ヨウ素剤服用のための準備

県は、放射性ヨウ素の放出、又は放出のおそれがある場合、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるための準備を行うものとする。重点市町は、県の指示により安定ヨウ素剤を一時集結所等に搬送するものとする。

また、重点市町に備蓄している安定ヨウ素剤のみでは不足する場合、県は、八幡浜保健所、原子力センター、本庁に備蓄する安定ヨウ素剤を現地に搬送するものとする。この場合において、特に緊急を要する場合は、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター、陸上自衛隊ヘリコプター等により搬送を行うものとする。

2 安定ヨウ素剤服用の決定

安定ヨウ素剤の服用については、原則として、国（原子力規制委員会）が安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長は、住民等及び防災業務関係者に対する安定ヨウ素剤の服用を決定し、重点市町に指示するとともに関係機関に連絡するものとする。

なお、安定ヨウ素剤の服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる。

また、県災害対策本部長は、各放送機関及び地元C A T Vに対し緊急放送を要請し、住民等に周知徹底させるものとする。

なお、緊急放送の実施に当たっては、次の事項を住民等に徹底させ、心理的動搖、混乱を起こさないよう、十分に留意するものとする。

- (1) 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由
- (2) 安定ヨウ素剤の配布・服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量
- (3) 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

3 安定ヨウ素剤の配布

重点市町災害対策本部長は、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長から安定ヨウ素剤服用の指示があった場合、住民等（事前配布により服用済みの者を除く。）に一時集結所等集合した場所において、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行うものとする。

県災害対策本部長は、関係機関等の防災業務関係者に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

なお、安定ヨウ素剤の配布に当たっては、服用対象者に対し服用の方法、注意事項等を記載した説明書等を添付の上説明を行うなどし、次の事項を徹底させ、心理的動搖、混乱等を起こさないよう留意するものとする。

- (1) 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由
- (2) 安定ヨウ素剤の服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量
- (3) 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

4 安定ヨウ素剤の服用の方法

P A Z 内においては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。ただし、施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難するものとする。

U P Zにおいては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、国（原子力規制委員会）が必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。

服用対象者等については、次のとおりとする。

(1) 服用対象者

安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。

また、原則40歳未満の方を配布対象者とするが、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び妊娠・出産を希望する女性は対象とする。ただし、40歳以上であっても希望者には配布するものとする。

(2) 服用回数

服用回数は原則1回とする。

連続服用は、原則として原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、24時間の間隔を空けて服用するようにしなければならない。

なお、新生児や妊婦は、原則として複数回の服用を避けなければならない。

(3) 服用量及び服用方法

服用量及び服用方法は、次のとおりとする。

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量	服用方法
新生児	12.5mg	16.3mg	ゼリー剤（新生児用）1包 又は内服液 1ml
生後1ヶ月以上3歳未満	25mg	32.5mg	ゼリー剤（乳幼児用）1包 又は内服液 2ml
3歳以上13歳未満	38mg	50mg	丸剤 1丸
13歳以上	76mg	100mg	丸剤 2丸

（注）内服液は、医薬品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したもの用いる。

（16.3mg/mlヨウ化カリウム[12.5mg/mlヨウ素含有]）

第12章 防災業務関係者の防護対策

【原子力安全対策課、四国電力㈱】

国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者等は、防災業務関係者の放射線防護について万全の対策を講ずるものとする。

3-12-1 防災業務関係者に対する防護資機材の配布

1 防災業務関係者に対する防護資機材の配布

国、県、市町及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、次の防護資機材等のうち必要な資機材を配布するとともに、無線機等の通信機器を携帯させ、連絡体制を確保するものとする。

- (1) デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器
- (2) サーベイメータ等の環境測定器
- (3) 防護服、防護マスク、防護靴等
- (4) その他、放射線防護に必要な資機材

2 防災業務関係者に対する研修、教育訓練の実施

国、県、重点市町及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。

3 県のとるべき措置

防災業務関係者に資機材を配布するに当たり、県は、重点市町、関係機関等の防災業務関係者が携帯する放射線測定機器、防護服等について、必要に応じ県が保有する資機材を貸与又は支給するものとする。

また、県が保有する資機材のみで不足する場合には、原子力事業者、国、他の原子力発電所立地道府県等、その他関係機関等に対し、資機材等の応援を要請するものとする。

4 原子力事業者のとるべき措置

原子力事業者は、応急対策を行う防災要員の安全を確保するため、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具の適切な配備を行うものとする。

また、国、県、重点市町及び他の原子力事業者の実施する応急対策に対し、必要に応じて除染等を行う防災要員の派遣、放射線防護用器具の貸与を行うなど相互に協力するほか、関係機関への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

3-12-2 防災業務関係者の被ばく管理

原子力災害時における防災業務関係者の放射線被ばくは、事故の態様、応急対策の実情に応じつつ、できるだけその低減を図り、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者等は、その被ばく

状況を管理し、防災業務関係者の安全を確保するものとする。

国が定めた緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準を適用し、防災業務関係者の被ばく線量限度は次のとおりとする。

なお、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、要請した組織と協議して定めることができるものとする。

防災業務関係者の線量限度

		緊急事態応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	事故現場において作業する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合
実効線量		①5年間 100mSv	100mSv
		②1年間 50mSv	
		③3か月(女性) 5mSv	
		④妊娠中の女性(内部被ばく) 1mSv	
等価線量	眼の水晶体	①5年間 100mSv ②1年間 50mSv	300mSv
	皮膚	1年間 500mSv	1Sv
	腹部表面	妊娠中の女性 2mSv	-

第13章 緊急輸送

【防災危機管理課、消防防災安全課、原子力安全対策課、交通政策室、航空政策室、環境政策課、経営支援課、漁港課、道路維持課、港湾海岸課、県警本部、四国経済産業局】

県、重点市町及び防災関係機関は、相互に連携し、緊急事態応急対策を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送車両等を確保するものとする。

3-13-1 県の活動

(1) 緊急輸送の順位

県は、重点市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（PAZ及び予防避難エリアなど緊急性の高い区域から優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害対応対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

ア 緊急事態応急対策要員及び必要とされる資機材

イ 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

ウ 避難者、負傷者等

エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材

オ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 県は、重点市町から要請があった場合、緊急事態応急対策活動が円滑かつ確実に行われるよう緊急輸送車両、船舶及び航空機を確保するとともに、自衛隊及び公共輸送機関等に対して緊急輸送の応援を要請するものとする。

3-13-2 重点市町の活動

重点市町は、緊急事態応急対策が円滑かつ確実に行われるよう、緊急輸送車両の確保に努めるものとする。

重点市町のみでは調達が不可能な場合には、県災害対策本部に対し、調達を要請するものとする。

第14章 消火活動

【消防防災安全課、四国電力㈱】

原子力事業者その他関係機関は、原子力発電所に係る火災に関し、相互に連携し、消火活動を実施するものとする。

3-14-1 原子力事業者の活動

原子力事業者は、原子力発電所において火災が発生した場合において、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ、国、県、伊方町、八幡浜地区施設事務組合消防本部等に対し、直ちに通報を行い、迅速に自衛消防隊による初期消火活動を行うとともに、八幡浜地区施設事務組合消防本部とも連携して消火活動を行うものとする。

また、原子力事業者は、国、県、伊方町、八幡浜地区施設事務組合消防本部等への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

3-14-2 消防機関の活動

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、原子力防災管理者等からの情報、原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消火活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

また、必要に応じ消防機関等に対して応援を要請するものとする。

3-14-3 県の活動

県は、原子力施設における火災に対して消防機関等の行う消火活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、県内の消防力では対処できないと判断した場合又は消防機関から要請があった場合には、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請するものとする。

- ア 火災の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 市町への進入経路及び集結（待機）場所

第15章 救助・救急活動

【消防防災安全課、四国電力㈱】

原子力事業者その他関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、相互に連携して効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3-15-1 原子力事業者の活動

原子力事業者は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、消防機関等が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。

また、原子力事業者は、汚染・被ばく患者を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

3-15-2 消防機関の活動

関係消防機関は、救急自動車等応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、その他の県内他消防機関等に対して応援を要請するものとする。

3-15-3 県の活動

県は、関係消防機関から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認めるときは、その他の消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行するものとする。

また、県は市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合には、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請するものとする。

- ア 救助・救急の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 市町への進入経路及び集結（待機）場所

第16章 ボランティアの受入れ

【男女参画・県民協働課、保健福祉課】

県、重点市町、その他の市町及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第17章 応援協力活動

【防災危機管理課、消防防災安全課、原子力安全対策課、健康増進課、県警本部、第六管区海上保安本部、自衛隊】

国、県、重点市町、関係機関等は、原子力災害の特殊性を考慮し、平素から相互に十分に協議し、原子力災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

3-17-1 県の活動

(1) 国等に対する緊急事態応急対策の実施の要請

県災害対策本部長は、原子力災害時における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、次の事項を明らかにして、国に対し応援協力活動の実施を要請する。

- ア 援助を必要とする理由
- イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材等
- ウ 援助を必要とする場所
- エ 県内経路
- オ 応援を必要とする期間
- カ その他応援に關し必要な事項

(2) 他県に対する広域応援要請

災害対策本部長は、原子力災害時において、緊急事態応急対策を実施するため必要があると認めたときは、「原子力災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他の原子力発電所立地等道府県に対し、応援を要請する。

(3) 重点市町に対する応援

ア 県災害対策本部長は、重点市町から緊急事態応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の緊急事態応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について支援・協力をを行う。

イ 県災害対策本部長は、重点市町の行う緊急事態応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

3-17-2 県警察の活動

(1) 警察災害派遣隊の運用

県警察は、原子力災害時において、警察庁及び中国四国管区警察局四国警察支局の指導、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣要請等広域的な運用を図るものとする。

(2) 都道府県警察に対する援助要請

公安委員会は、県内警備力をもって原子力災害に対処することができない場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法60条に基づく援助要請を行う。

- ア 援助を必要とする理由

- イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品及び期間
- ウ 援助を必要とする場所
- エ 県内経路（特に道路の損壊がある場合）
- オ その他必要事項

3-17-3 重点市町の活動

(1) 県災害対策本部長等に対する応援要請等

重点市町災害対策本部長は、原子力災害時において緊急事態応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は緊急事態応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に關し必要な事項

(2) 他の市町長等に対する応援要求

重点市町災害対策本部長は、原子力災害時において当該市町の地域にかかる緊急事態応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、その他の市町長等に対し応援を求めるものとする。

3-17-4 国の活動

国は、原子力災害時における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、県災害対策本部等の実施する緊急事態応急対策に対し、技術的事項に関する指示、指導、助言を行うとともに、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、あるいは、自らの判断により、専門家等の派遣を行う。

国の派遣する専門家等の現地への輸送に当たっては、国が自衛隊に依頼する。

また、県も必要に応じ、県消防防災ヘリコプターの活用などにより、国の派遣する専門家等の輸送に協力するものとする。

3-17-5 自衛隊の災害派遣要請

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を原子力災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認めるときは、原子力災害対策本部設置前においては、直ちに要請するものとし、原子力災害対策本部長は必要があると認めるときは、防衛大臣に対して、自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。

また、知事又は原子力災害対策本部長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急時モニタリング支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 行方不明者等の捜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療・救護
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
- (8) 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- (9) 給食及び給水の支援
- (10) 入浴支援
- (11) その他知事が必要と認める事項

3－17－6 海上保安部の活動

海上保安部は、海上における救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は県災害対策本部等の要請等に基づき、県・重点市町等の活動を支援するものとする。

3－17－7 原子力被災者生活支援チームとの連携

- (1) 原子力災害対策本部長は、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。
- (2) 県は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第18章 県消防防災ヘリコプターの活動

【消防防災安全課、県警本部】

県は、原子力災害及び複合災害時に際し、所有する消防防災ヘリコプターを有効かつ迅速に活用し、緊急事態応急対策を実施するものとする。

3-18-1 飛行における安全確保

県消防防災ヘリコプターは、原子力災害時において自衛隊、海上保安本部、県警察等他のヘリコプターと連絡を取り合い、飛行における安全確保に努めるものとする。

3-18-2 関係機関等による活動支援

- (1) 重点市町は、原子力災害時におけるヘリコプターの離着陸場の確保に当たり県に全面的に協力するとともに、関係消防機関と協力して、ヘリコプターの離着陸場における散水、緊急離着陸場・吹き流し設置等を行い、立入禁止措置等、離着陸場における安全確保に努めるものとする。
- (2) 県警察は、ヘリコプター離着陸時における付近道路の交通規制を実施するものとする。

第19章 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

【防災危機管理課、消防防災安全課、原子力安全対策課、県警本部、第六管区海上保安本部、四国電力㈱】

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに運搬を委託された者、国、県及び海上保安部は、相互に連携して、危険時の措置等を迅速かつ円滑に行うものとする。

3-19-1 原子力事業者等の活動

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による（別表通報基準）特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発見後又は発見の通知を受けた場合、直ちに、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、海上保安部等）、県など関係機関に文書で送信する。

さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を隨時連絡するものとする。

(2) 原子力事業者及び運搬者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。

3-19-2 国の活動

(1) 国（原子力規制委員会、国土交通省）は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに、その後の情報を隨時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員する。

(2) 原子力緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は、原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者及び運搬者とともに主体的に講じる。

3-19-3 海上保安部の活動

事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、

人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

3-19-4 県の活動

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するとともに、国の主体的な指導のもとに、市町、県警察、消防等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。

別表核燃料物質等の事業所外運搬中の事故における通報基準

原災法第10条第1項に基づき通報すべき事象
○事業所外運搬での放射線量率の上昇または放射性物質の漏えい（XSE61, 62） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。 (1)事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。 (2)放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 (3)事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。 ※ただし、事業所外運搬においては、施設敷地緊急事態には該当しない。

原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準

○事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい (XGE61, 62) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。 (1)事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。 (2)放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 (3)「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。 ※ただし、事業所外運搬においては、全面緊急事態には該当しない。

第20章　複合災害時における応急対策

【防災危機管理課、原子力安全対策課、医療対策課、道路建設課、道路維持課、第六管区海上保安本部、自衛隊】

県及び重点市町は、原子力災害に係る防護対策に支障を生じないよう、原子力災害と自然災害という複数の事象に同時に對処できる体制を整備するものとする。

複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

3－20－1　情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保

県及び重点市町は、複合災害時においても、専用回線及び衛星回線等により、十分な情報の収集・連絡手段を確保する。

3－20－2　緊急時モニタリング

- (1) 県は、固定観測局等が被災した場合、県の可搬型モニタリングポストやモニタリングカー等の設備・機器等により対応し、状況に応じてこれらをモニタリング実施地点に展開する。
- (2) 国は、道路の被災状況や要員の参集状況を勘案し、緊急時モニタリング実施計画を作成する。

3－20－3　住民への情報伝達活動

- (1) 県及び重点市町は、複合災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。
- (2) 重点市町は、大規模自然災害等により、情報伝達手段の機能喪失や、広報車の走行に支障をきたすことなどが想定されるため、代替手段を確保するとともに広報マニュアルを作成し、伝達の徹底を図る。
- (3) 県は、上空から広報のためヘリコプター等の確保に努めることとする。
- (4) 県及び重点市町は、住民の不安解消や混乱防止のため、問合せ窓口を増設するなどの体制を強化する。

3－20－4　屋内退避、避難等

- (1) 屋内退避、避難等の対応方針

ア 県及び重点市町は、大規模自然災害等が発生した場合の屋内退避、避難等の防護措置は、第8章を基本にした上で、大規模自然災害等による道路や指定避難所等の被災状況に応じて、適切に対処する。

イ 県及び重点市町は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど避難の困難性が増すことなどが予想されるため、予防的防護措置としての避難等を初期段階で検討する。

(2) 避難誘導時の配慮

ア 重点市町は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導に当たり十分注意する。

イ 重点市町は、大規模自然災害等による被災者や広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。

(3) 退避・指定避難所等の運営

ア 重点市町及びその他の市町は、大規模自然災害等による指定避難所等の被害が予想されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。

イ 県は、指定避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、重点市町の区域を越えた対応を行う。

ウ 県、重点市町及びその他の市町は、防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及び心のケア等について、対策を実施する。

3－20－5 原子力災害医療

- (1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師等医療従事者及び医療資機材等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な応援により、医療体制の維持に努める。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営について、混乱が生じないよう対応する。
- (3) 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を策定する。

3－20－6 緊急輸送活動

- (1) 県は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、重点市町、その他の市町、指定地方行政機関、自衛隊、県警察と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路を確保する。
- (2) 県及び重点市町は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握するとともに、県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。
また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。

3－20－7 救助・救急活動及び消火活動

県及び重点市町は、大規模自然災害等の被災による救助・救急活動及び消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。